

令和6年4月2日

各位

一般社団法人発明推進協会

『令和5年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』の正誤表

本書において、以下のとおり誤記がございました。関係各位にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。謹んでお詫び申し上げますとともに以下のとおり訂正させていただきます。なお、今後、新たな誤記が見つかった場合、正誤表を随時更新してまいります。

訂正日	該当頁	正	誤
2024.04.02	p.40 4行目	…政令で定める日(令和6年1月1日)から施行することとした(改正法附則第1条第2号)。	…政令で定める日(令和6年4月1日)から施行することとした(改正法附則第1条第2号)。

本件のお問合せ：一般社団法人発明推進協会 出版チーム 原澤幸伸

(TEL03-3502-5433/y-harasawa@jiii.or.jp)